

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年9月6日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の育児休業の取得要件の緩和等をするとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）中「第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日。」を削り、「という。）」の次に「（その子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合はその期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合はその子が2歳に達する日）」を加え、「にあって」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（その子についてその非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日。以下この号において同じ。）

において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当してその子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期を更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「出産休暇」を「秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和46年秦野市規則第10号。第21条において「勤務時間等規則」という。）別表第2第8項の休暇」に改め、同条第3号中「養育するため、非常勤職員がその子の1歳到達日（その子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後であるときは、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日と

された日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (その子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日) を期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合 (その子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合はウに掲げる場合に該当するとき。)」に改め、同号イ中「とき。」を「場合」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に改め、「にあつて」を削り、「とき又は」を「場合又は」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に、「とき。」を「場合」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア その非常勤職員がその子の1歳到達日 (その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日 (その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (その配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日 (その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日 (その子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の

規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合(その子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するとき又は第2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合は同号に掲げる場合に該当するとき。)」に改め、同条第2号中「とき。」を「場合」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「とき又は」を「場合又は」に、「とき。」を「場合」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日(その非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「すでに」を「既に」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「昭和46年秦野市条例第6号」の次に「。第17条及び第21条において「勤務時間等条例」という。」を加える。

第17条中「同条例」を「給与条例」に改め、同条の表第5条第2項、第4

項及び第6項の項中「秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第21条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等条例」に、「育児時間」を「休暇」に改め、同条第3項中「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）」を「勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等規則第30条の規定による介護時間」に改め、「にあつて」を削り、「育児時間又はその介護をするための時間」を「休暇又はその介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の秦野市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第36号 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)<u>(その子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合はその期間の末日から6か月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合はその子が2歳に達する日)</u>までにその任期(任期が更新される場合は、その更新後の任期)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)。以下「1歳6か月到達日」という。)までにその任期(任期が更新される場合にあっては、その更新後の任期)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>イ 第2条の3第3号の規定により育児休業をしようとする</u></p>

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（その子についてその非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当してその子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、その任期を更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

職員（その養育する子が1歳に達する日（その子についてその非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が1歳に達する日以後であるときは、その末日とされた日。以下「1歳到達日」という。）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし、かつ、その育児休業に係る子について、その任期が

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、その非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日においてその子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合であって、その非常勤職員がその子について育児休業をしようとするとき（その育児休業の期間の初日とされた日とその子の1歳到達日の翌日後であるとき又はその地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）。その子が1歳2か月に達する日（その日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（その子の出生の日からその子の1歳到達日までの日数をいう。）から、育児休業等取得日数（その子の出生の日以後その非常勤職員が秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等

更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日を期間の初日とする育児休業をしようとする職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、その非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日においてその子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合であって、その非常勤職員がその子について育児休業をしようとするとき（その育児休業の期間の初日とされた日とその子の1歳到達日の翌日後であるとき又はその地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）。その子が1歳2か月に達する日（その日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（その子の出生の日からその子の1歳到達日までの日数をいう。）から、育児休業等取得日数（その子の出生の日以後その非常勤職員が出産休暇により勤務しなかった日数と

に関する規則（昭和46年秦野市規則第10号。第21条において「勤務時間等規則」という。）別表第2第8項の休暇により勤務しなかった日数とその子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、その経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合（その子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合はウに掲げる場合に該当するとき。） その子の1歳6か月到達日

ア その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員

その子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、その経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳到達日（その子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後であるときは、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（その子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日）を期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき その子の1歳6か月到達日

が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（その配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日）において育児休業をしている場合又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳到達日（その配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ その子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要として規則で定める場

ア その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日とされた日）において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳到達日（その配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日とされた日）において地方等育児休業をしているとき。

イ その子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要として規則で定める場

合に該当する場合

エ その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）がその子の1歳到達日後である場合は、その末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合（その子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき、規則で定める特別の事情がある場合は同号に掲げる場合に該当するとき。）とする。

(1) その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日（その非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合は、その地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

合に該当するとき。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日（その子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(2) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) その子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) - (4) (略)

(1) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしているとき。

(2) その子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) - (4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことによりその育児休業に係る子についてすでにしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（その育児休業をした職員が、その育児休業の承認の請求の際育児休業によりその子を

(5) - (7) (略)

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) - (5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことによりその育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（その育児短時間勤務をした職員が、その育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務によりその子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) - (8) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) - (5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことによりその育児短時間勤務に係る子についてすでにしたものを除く。）の終了後、3か月以上の期間を経過したこと（その育児短時間勤務をした職員が、その育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務によりその子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年秦野市条例第6号。第17条及び第21条において「勤務時間等条例」という。)第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を <u>勤務時間等条例</u> 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じ
-----------------	------	---

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年秦野市条例第6号)第2条第4項ただし書の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を <u>秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u> 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た
-----------------	------	--

	て得た額とする
(略)	

(部分休業の承認)

第21条 (略)

- 2 勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が勤務時間等規則別表第2第11項の休暇又は勤務時間等規則第30条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合は、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその休暇又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

	数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
(略)	

(部分休業の承認)

第21条 (略)

- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間からその育児時間又はその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日つき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）あつては、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその育児

時間又はその介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の秦野市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

1 改正の趣旨

育児等を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、人事院の意見の申出を考慮して行われた「国家公務員の育児休業等に関する法律」の改正と同様に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、令和4年10月1日から施行されます。この法改正により、職員は、原則として2回（現行法では1回）まで育児休業を取得することができるようになります。

また、国家公務員においては、法改正と併せて、その育児休業に関する事項について規定する人事院規則が改正され、育児休業の取得要件の緩和等をする処置がとられます。

これに伴い、本市職員の育児休業の取得要件を国家公務員に準じたものとするため、条例で定める職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、その他の育児休業の取得要件等に関する規定を整理するものです。

2 改正の概要

項目	内容	対象
取得回数制限の緩和に伴う整理	「育児休業等計画書」により申し出た場合の再度の育児休業の取得に関する規定を削除する。	常勤職員、 非常勤職員
子の出生の日から条例で定める期間	人事院規則で定められた国家公務員の要件に準じて57日間とする。	常勤職員、 非常勤職員
子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件の緩和	子の出生の日から約8か月（57日間と6か月）を経過する日までに任期が満了等をしない非常勤職員が育児休業を取得することを可能とする。	非常勤職員
子が1歳に達した日以後の育児休業	配偶者と交替での育児休業を可能するとともに、規則で定める特別の事情	非常勤職員

の取得の柔軟化

(新たに産前産後休暇期間が始まったことにより育児休業期間が終了した後に産前産後休暇に係る子が死亡した場合、育児休業の承認の失効・取消し理由に該当した後にその理由が消滅した場合等)がある場合は、保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業の取得を可能とする。

3 施行日

令和4年10月1日